

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年9月11日

【四半期会計期間】 第10期第1四半期(自平成25年5月1日至平成25年7月31日)

【会社名】 株式会社スリー・ディー・マトリックス

【英訳名】 3-D Matrix,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 高村 健太郎

【本店の所在の場所】 東京都千代田区麹町三丁目2番4号

【電話番号】 03-3511-3440

【事務連絡者氏名】 取締役 新井 友行

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区麹町三丁目2番4号

【電話番号】 03-3511-3440

【事務連絡者氏名】 取締役 新井 友行

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第9期 第1四半期 連結累計期間	第10期 第1四半期 連結累計期間	第9期
事業収益 (千円)		47,897	32,013
経常損失() (千円)	231,882	340,583	977,511
四半期(当期)純損失() (千円)	232,120	340,958	978,331
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	231,520	342,709	976,287
純資産額 (千円)	2,678,013	4,068,984	2,065,625
総資産額 (千円)	2,872,640	4,765,283	3,020,437
1株当たり四半期(当期) 純損失金額() (円)	12.62	17.90	52.63
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)			
自己資本比率 (%)	92.5	84.4	67.3

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 事業収益には、消費税は含まれておりません。

3 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期(当期)純損失であるため、記載しておりません。

4 当社は、平成24年9月1日付けで普通株式1株につき2株及び平成25年6月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行いました。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期(当期)純損失金額を算定しております。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析は、以下のとおりであります。文中における将来に関する事項は、当第1四半期連結会計期間の末日現在において、当社グループが判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間において、当社グループは主要技術である自己組織化ペプチド技術による医療製品の開発に引き続き注力しております。

吸収性局所止血材（TDM-621）について、日本国内においては、製造販売承認申請に係る、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）による審査が継続しております。米国においては、臨床試験に向けた準備を進めております。欧州においては、CEマークの取得に向け、6月末に申請資料の提出を完了し、第三者認証機関による審査が開始されております。その他の地域については、平成25年5月に当社のシンガポール子会社3-D Matrix Asia Pte. Ltd.（3DMA）がインドネシアPT. Teguhindo LestaritamaとインドネシアにおけるTDM-621の独占販売権許諾契約を締結し、契約一時金を計上しました。

歯槽骨再建材（TDM-711）については、米国においてプロトコールで規定した15症例の施術が完了し、経過観察を実施しております。当該経過観察の結果をもとに米国食品医薬品局（FDA）と協議を進めております。

粘膜隆起材（TDM-641）については、臨床試験の開始に向け、PMDAとの協議を進めております。

このような結果、当第1四半期連結累計期間の業績につきましては、事業収益は47,897千円（前年同四半期比47,897千円増加）、経常損失340,583千円（前年同四半期は経常損失231,882千円）、四半期純損失340,958千円（前年同四半期は四半期純損失232,120千円）となりました。

(2) 財政状態の分析

当第1四半期連結会計期間における総資産は4,765,283千円（前連結会計年度末比1,744,845千円の増加）となりました。

流動資産につきましては、4,235,024千円（同1,751,044千円の増加）となりました。これは主に、現金及び預金の増加1,458,374千円及びたな卸資産の増加204,699千円によるものです。

固定資産につきましては、530,259千円（同6,198千円の減少）となりました。これは主に、投資その他の資産に含まれる長期前払費用の増加4,052千円及び敷金の増加3,984千円があるものの、無形固定資産

に含まれるのれん償却額による減少17,500千円によるものです。

負債につきましては、696,299千円（同258,512千円の減少）となりました。これは主に、流動負債に含まれております短期借入金の減少300,000千円によるものです。

純資産の部につきましては、4,068,984千円（同2,003,358千円の増加）となりました。これは主に、公募増資による資本金の増加1,166,522千円及び資本剰余金の増加1,166,474千円によるものです。

(3) 経営成績の分析

当第1四半期連結累計期間の事業収益は47,897千円となりました。これは、契約一時金によるものです。

事業費用につきましては、研究開発費の増加等により368,890千円となりました。このような結果、営業損失は320,992千円となりました。

また、営業外費用につきましては、支払手数料1,512千円及び株式交付費15,661千円を計上したこと等により20,759千円となりました。このような結果、経常損失は340,583千円、四半期純損失は340,958千円となりました。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において新たに発生した事業上及び財務上の対処すべき課題はありません。

(5) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間における当社グループの研究開発費の総額は146,410千円であり、主な研究開発活動として下記のとおり実施いたしました。

外科領域

A 吸収性局所止血材（TDM-621）

日本国内においては、製造販売承認申請に係る、PMDAによる審査が継続しております。米国においては、臨床試験に向けた準備を進めております。欧州においては、CEマークの取得に向け、6月末までに申請資料を提出し第三者認証機関による審査が開始されております。その他の地域については、平成25年5月に当社のシンガポール子会社3-D Matrix Asia Pte. Ltd.（3DMA）がインドネシアPT. Teguhindo LestartamaとインドネシアにおけるTDM-621の独占販売権許諾契約を締結いたしました。また、中国を含む東南アジア各国での承認取得に向けた準備を進めております。

B 粘膜隆起材（TDM-641）・血管塞栓材（TDM-631）

TDM-641については、日本国内における臨床試験の開始に向け、PMDAとの交渉を進めております。また、TDM-631については、前臨床試験を進め、必要なデータを収集しております。

再生医療領域

A 歯槽骨再建材（TDM-711）

TDM-711については、米国においてプロトコルで規定した15症例の施術が完了し、経過観察を実施しております。当該経過観察の結果をもとに米国食品医薬品局（FDA）と協議を進めております。なお、TDM-711を施術した症例については、インプラントに必要な歯槽骨が再生されていることが確認されております。

B 創傷治癒材（TDM-511）

TDM-511については、米国において前臨床試験を実施し、局所止血についての有効なデータを入手しております。今後は創傷治癒についての有効性に関するデータの収集を行っていく計画であります。

C その他の開発

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合機構（NEDO）と生体内で自律的に成熟する臓器再生デバイスの実用化研究開発に係る共同研究を実施しております。また、国立大学法人岡山大学と共同で出願しておりました自己組織化ペプチドを足場にして培養する方法とその応用に関する特許について、日本における特許が成立いたしました。当社は今後も本特許を活用して再生医療領域での研究開発を進めてまいります。

DDS領域

当社は、界面活性ペプチドを用い、国立がん研究センターと新規癌治療技術の開発に向けて共同開発を行っております。現在は、医師主導の臨床試験に向けた準備を進めております。

<用語解説>（50音順、アルファベット）

* 自己組織化ペプチド

生理的条件下（中性pH、塩の存在）に置くと、ペプチド分子同士が規則的に集合し、ナノファイバーを形成するペプチド群。

* DDS

必要な薬物を必要な部位で必要な長さの時間、作用させるための薬物送達システム（工夫や技術）。Drug Delivery Systemの略称。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	60,672,000
計	60,672,000

(注) 平成25年5月15日開催の取締役会決議により、平成25年6月1日付で株式分割に伴う定款変更が行われ、発行可能株式総数は30,336,000株増加し、60,672,000株となっております。

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成25年7月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成25年9月11日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	19,631,600	19,788,400	東京証券取引所 JASDAQ市場 (グロース)	単元株式数は100株であります。
計	19,631,600	19,788,400		

(注) 提出日現在発行株式数には、平成25年9月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

当第1四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	平成25年7月25日
新株予約権の数(個)	1,216(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	121,600(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	5,237(注)2
新株予約権の行使期間	平成27年7月25日～平成35年7月24日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価額 5,237 資本組入額 2,619
新株予約権の行使の条件	新株予約権者である当社もしくは当社の子会社の従業員は、権利行使時において、当社もしくは当社子会社の役員または従業員であることを要する。ただし、当社もしくは当社の子会社の役員が任期満了により退任した場合または当社もしくは当社の子会社の従業員が定年により退職した場合その他正当な理由がある場合は、この限りではない。 その他の条件は、当社と新株予約権者の間で締結した「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡する時は、取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

(注)1 (1)新株予約権1個当たりの目的たる株式の数(以下「目的株式数」という。)は、100株であります。

(2)当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により目的株式数を調整するものといたします。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない目的株式数について行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものといたします。

調整後目的株式数 = 調整前目的株式数 × 分割・併合の比率

(3)当社が時価を下回る価額で株式を発行または自己株式の処分を行う場合(時価発行として行う公募増資、新株予約権の行使に伴う株式の発行を除く。)、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転(これらを総称して、以下「合併等」という。)を行う場合、株式無償割当を行う場合、その他目的株式数を調整することが適切な場合には、当社は合理的な範囲内で目的株式数の調整を行うことができるものといたします。この場合には、(2)但書を準用するものといたします。

2 (1)新株予約権の行使に際して払い込みをなすべき新株予約権1個当たりの払込金額(以下「払込金額」という。)は、当該時点における目的株式数1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に目的株式数を乗じた金額といたします。

(2)当社が株式の分割・併合および時価を下回る価額で株式を発行または自己株式の処分を行う場合(時価発行として行う公募増資、新株予約権の行使に伴う株式の発行を除く。)には、次の算式により1株当たりの行使価額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は切上げるものといたします。

なお、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分の場合には、次の算式における「新規発行株式数」は「処分自己株式数」、「分割・新規発行による増加株式数」は「処分株式数」とそれぞれ読み替えております。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当り払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{分割・新規発行による増加株式数}}{\text{(株式の併合の場合は併合株式数を減ずる)}}$$

(3)当社が合併等を行う場合、株式無償割当を行う場合、その他1株当たりの行使価額を調整することが適切な場合は、会社は1株当たりの行使価額の調整を行うことができるものといたします。

3 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)

(以下総称して「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「組織再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することといたします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、組織再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものいたします。ただし、以下の各号に沿って組織再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件といたします。

(1) 交付する組織再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付いたします。

(2) 新株予約権の目的である組織再編対象会社の株式の種類

組織再編対象会社の普通株式といたします。

(3) 新株予約権の目的である組織再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を助案の上、決定いたします。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権の目的である組織再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額といたします。

(5) 新株予約権の権利行使期間

権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、権利行使期間の満了日までといたします。

(6) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、組織再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものいたします。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成25年5月1日～ 平成25年5月31日 (注)1	31,200	9,499,200	9,500	2,148,900	9,500	2,138,900
平成25年6月1日 (注)2	9,499,200	18,998,400		2,148,900		2,138,900
平成25年6月1日～ 平成25年6月30日 (注)1	49,600	19,048,000	7,774	2,156,674	7,742	2,146,642
平成25年7月23日 (注)3	550,000	19,598,000	1,144,687	3,301,361	1,144,687	3,291,329
平成25年7月1日～ 平成25年7月31日 (注)1	33,600	19,631,600	4,561	3,305,922	4,545	3,295,874

(注)1 新株予約権の行使による増加であります。

2 平成25年6月1日をもって普通株式1株を2株に株式分割し、これに伴い発行済株式総数が9,499,200株増加しております。

3 当社は平成25年7月23日を払込期日とする公募増資により、発行済株式総数が550,000株、資本金及び資本準備金がそれぞれ1,144,687千円増加しております。

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成25年7月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 9,495,100	94,951	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 単元株式数 100株
単元未満株式	普通株式 4,100		
発行済株式総数	9,499,200		
総株主の議決権		94,951	

(注)1 当第1四半期会計期間末日現在の「発行済株式」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成25年5月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

2 当社は、平成25年6月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を株式分割を行っておりますが、上記は当該株式分割前の株式数および議決権の数を記載しております。

【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間(平成25年5月1日から平成25年7月31日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成25年5月1日から平成25年7月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、太陽A S G有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成25年4月30日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年7月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,033,363	3,491,737
売掛金	-	50,000
たな卸資産	260,703	465,403
その他	189,912	227,883
流動資産合計	2,483,979	4,235,024
固定資産		
有形固定資産	106,629	106,955
無形固定資産		
のれん	326,668	309,168
その他	56,605	59,583
無形固定資産合計	383,273	368,752
投資その他の資産	46,554	54,551
固定資産合計	536,457	530,259
資産合計	3,020,437	4,765,283
負債の部		
流動負債		
短期借入金	800,000	500,000
未払法人税等	3,647	3,703
その他	109,017	153,595
流動負債合計	912,664	657,298
固定負債		
その他	42,146	39,001
固定負債合計	42,146	39,001
負債合計	954,811	696,299
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,139,400	3,305,922
資本剰余金	2,129,400	3,295,874
利益剰余金	2,266,212	2,606,963
自己株式	59	59
株主資本合計	2,002,528	3,994,774
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	29,417	27,665
その他の包括利益累計額合計	29,417	27,665
新株予約権	33,680	46,543
純資産合計	2,065,625	4,068,984
負債純資産合計	3,020,437	4,765,283

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】
【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年5月1日 至平成24年7月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年5月1日 至平成25年7月31日)
事業収益		
研究開発事業収益	-	47,897
事業収益合計	-	47,897
事業費用		
研究開発費	91,670	146,410
販売費及び一般管理費	134,086	222,480
事業費用合計	225,757	368,890
営業損失()	225,757	320,992
営業外収益		
受取利息	20	35
為替差益	-	25
補助金収入	-	1,099
その他	8	8
営業外収益合計	29	1,168
営業外費用		
支払利息	1,054	3,529
支払手数料	1,512	1,512
株式交付費	90	15,661
為替差損	3,497	-
その他	-	56
営業外費用合計	6,154	20,759
経常損失()	231,882	340,583
税金等調整前四半期純損失()	231,882	340,583
法人税、住民税及び事業税	237	237
法人税等調整額	1	137
法人税等合計	238	374
少数株主損益調整前四半期純損失()	232,120	340,958
四半期純損失()	232,120	340,958

【四半期連結包括利益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年5月1日 至平成24年7月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年5月1日 至平成25年7月31日)
少数株主損益調整前四半期純損失()	232,120	340,958
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	600	1,751
その他の包括利益合計	600	1,751
四半期包括利益	231,520	342,709
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	231,520	342,709
少数株主に係る四半期包括利益	-	-

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

該当事項はありません。

(四半期連結損益計算書関係)

該当事項はありません。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成24年5月1日 至 平成24年7月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成25年5月1日 至 平成25年7月31日)
減価償却費	2,569千円	7,100千円
のれんの償却額	17,500千円	17,500千円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自 平成24年5月1日 至 平成24年7月31日)

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自 平成25年5月1日 至 平成25年7月31日)

株主資本の著しい変動

当社は、平成25年7月23日を払込期日とする公募による新株式発行を行いました。この結果、当第1四半期連結累計期間において資本金が1,144,687千円、資本準備金が1,144,687千円増加し、当第1四半期連結会計期間末において資本金が3,305,922千円、資本剰余金が3,295,874千円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 平成24年5月1日 至 平成24年7月31日)

当社グループは、単一セグメント(医療製品事業)のため記載を省略しております。

当第1四半期連結累計期間(自 平成25年5月1日 至 平成25年7月31日)

当社グループは、単一セグメント(医療製品事業)のため記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年5月1日 至平成24年7月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年5月1日 至平成25年7月31日)
1株当たり四半期純損失金額	12円62銭	17円90銭
(算定上の基礎)		
四半期純損失金額(千円)	232,120	340,958
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る四半期純損失金額(千円)	232,120	340,958
普通株式の期中平均株式数(株)	18,389,575	19,049,362
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		

- (注) 1 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。
- 2 当社は、平成24年9月1日付けで普通株式1株につき2株及び平成25年6月1日付けで普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行いました。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期純損失金額を算定しております。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年9月9日

株式会社スリー・ディー・マトリックス

取締役会 御中

太陽A S G有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高 木 勇 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 沖 聡 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社スリー・ディー・マトリックスの平成25年5月1日から平成26年4月30日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成25年5月1日から平成25年7月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成25年5月1日から平成25年7月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社スリー・ディー・マトリックス及び連結子会社の平成25年7月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。